

第5章 役員等

(役員の設置)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上24名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、5名を常務理事（事務局長を含む）とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の議決によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選任する。
- 3 役員は代議員を兼ねる。
- 4 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他（法令で定める）特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある（ものとして法令に定める者である）理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で選任した順序により常務理事がその業務に係る職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は次の職務を行う。

- (1) 監事は理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又著しく不当な事項があるとみとめるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

- 第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし連続 3 期以上の重任は認めない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし連続 3 期以上の重任は認めない。
- 3 理事または監事が欠けた場合、新たに選任された後任者の任期は、前任者の残任期とする。
- 4 理事または監事は、第 28 条第 1 項（役員の設置）に定める定数に欠けるときは、任期の満了又は辞任により退任した場合も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 33 条 理事及び監事が次の各号の一に該当するときは、社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第 24 条第 3 項（議決）により、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決によって行わなければならない。
- この場合、総会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又はその他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員等の費用支弁規程)

- 第 34 条 理事・監事は無報酬とする。
- 2 業務のために要した費用は、別に定める役員等の費用支弁規程により支弁することができる。

(取引の制限)

- 第 35 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な時事を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取扱いについては、第 48 条（理事会運営規程）に定める規程によるものとする。

(役員等の賠償責任)

- 第 36 条 理事、監事はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除又は限定)

- 第 37 条 この法人は役員等の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の議決によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は金壹拾万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。